

東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度） ～ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指して～ 概要

《位置づけ》 東京都福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な施策の推進を図るための基本となる計画
《対象分野》 福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策から158事業を掲載

バリアフリーをめぐる現状

＜都民の意識調査＞

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っている人は約6割
- 「心のバリアフリー」という言葉を知っている人は約5割

＜国の動向等＞

- 「ユニバーサルデザイン2020行動指針」の策定等
- 「障害者差別解消法」、「バリアフリー法」の改正等

➡ 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」

計画の目標

これまでの東京2020大会を契機としたハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組や現状をもとに、東京2025デフリンピックも見据え、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人の違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目指す

「福祉のまちづくり推進計画」の5つの視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え



東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）について

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

現 状

- 都内の鉄道駅は、ホームドア整備及び複数の出入り口や乗り換え経路でのバリアフリールートの確保等の整備が進展
- 都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、誘導ブロックの設置などを推進

〈都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況〉

令和4年度末の整備の状況	全駅数	整備済駅数	整備率(%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	758	743	98.0%
「車椅子使用者対応トイレ」の整備状況	718	698	97.2%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	758	757	99.9%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	758	391	51.6%

課 題

- バリアフリールートの複数化を計画的に促進していくことが重要
- ウェブサイト等でバリアフリーに関する情報について分かりやすく提供を行うことが重要
- 駅、生活関連施設を結ぶ都道での歩道のバリアフリー化を更に進めるとともに、道路の面的なバリアフリー化を推進するため、区市町村道の特定道路等の歩道のバリアフリー化に対する支援が必要

全ての人が安全で快適に移動できるよう、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していく

今後の取組の方向性

- バリアフリールートの複数化を駅等の特性を踏まえ、事業者と連携し、整備を促進
- 駅構内の案内設備やウェブサイト等での情報提供の充実、駅員・乗務員等による合理的配慮の提供等の実践に向けた教育・能力向上
- 区市町村道の特定道路のバリアフリー化に向けて、都道とバリアフリーのネットワークを形成するなどの路線に対して支援を実施し、国や区市町村と連携し、道路の面的なバリアフリー化を促進

計画事業の展開

- 鉄道駅エレベーター等整備事業 〈都市整備局〉
- ホームドア等整備促進事業 〈都市整備局〉
- 道路のバリアフリー化 〈建設局〉
- だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 〈都市整備局〉
- 観光バス等バリアフリー化支援事業 〈産業労働局〉
- ユニバーサルデザインタクシーの普及促進事業 〈環境局〉

等 計36事業

東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）について

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

現 状

- 全ての人が平等な社会参加の機会を確保するためには、誰もが同じように買い物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要
- 誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進展



公園のバリアフリー化のイメージ

課 題

- 整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して施設整備を推進していくことが必要
- 利用者の状況に応じて設備等を分散するなど、多様なニーズに配慮したトイレの整備を推進していくことが必要
- 宿泊施設での車椅子使用者用客室の整備や建築物バリアフリー条例に基づく一般客室の一層の確保が重要

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、利用者の視点に立った施設や環境の整備を進めていく

今後の取組の方向性

- 当事者参画を地域福祉推進区市町村包括補助事業でのバリアフリー整備の採択要件として、区市町村における当事者参画による取組実施を促進
- 公共施設等での当事者参画、ユニバーサルデザイントイレづくりに係る好事例を周知
- 宿泊施設での車椅子使用者用客室等の整備促進や情報発信を強化
- 車椅子使用者用駐車施設の適正利用の普及啓発、優先駐車区画の拡充



計画事業の展開

- 当事者参画によるバリアフリー整備の推進 〈福祉局〉
 - バリアフリー設備の適正利用の推進 〈福祉局〉
 - 宿泊施設のバリアフリー化支援事業 〈産業労働局〉
 - 都立公園の整備 〈建設局〉
 - 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化 〈環境局〉
 - 公営（都営）住宅のバリアフリー化の促進 〈住宅政策本部〉
- 等 計 35事業

東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）について

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

現 状

- 視覚・聴覚障害者に向け、都の広報物における情報保障を実施
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人々に向け、まちなかにピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の設置等を実施
- 都立・区市町村立施設、鉄道駅の車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報をオープンデータ化し毎年度更新



ピクトグラムや多言語で表記した
観光案内標識を設置

課 題

- ユニバーサルコミュニケーション技術の開発や社会への普及を促進するため、更なる普及促進策の検討が重要
- 手話のできる都民の育成に加えて、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することが必要

誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、
様々な手段による情報提供を推進するとともに、円滑なコミュニケーションをとることができるように、環境整備を推進する

今後の取組の方向性

- 東京2025デフリンピックの開催を契機に、ユニバーサルコミュニケーション技術の社会への普及を促進
- 手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉を向上



○透明ディスプレイの例



○音声文字化サービスの例

計画事業の展開

- 視覚障害者向け都政情報の提供 〈生活文化スポーツ局〉
 - 外国人に対する生活情報の提供 〈生活文化スポーツ局〉
 - 交番等における手話技能取得者の活動 〈警視庁〉
 - ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業 〈福祉局〉
 - バリアフリー情報発信支援事業 〈産業労働局〉
 - 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用 〈福祉局〉
- 等 計 36 事業

東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）について

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

現 状

- バリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を推進
- 「ヘルプマーク」について、局を超えた連携をはじめ、区市町村への協力依頼や事業者団体等への周知などの取組を推進



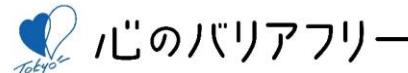
課 題

- 多くの都民が障害の理解のための社会モデルの考え方を正しく理解し、生活の中で実践できるよう、SNS等を活用して広報を強化することが重要
- バリアフリー設備について、どのような人が真に必要としているのかを含めて、都民の理解と認識を深めるべく、普及啓発の強化が必要
- サポート企業等民間事業者による心のバリアフリーや合理的配慮の提供に関する研修等の取組みを更に周知していくことが必要
- 学校教育と連携した、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業の展開や当事者と共に推進する取組が重要

全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく

今後の取組の方向性

- 心のバリアフリーの意識や行動が浸透した共生社会を目指し、HPによる情報発信や集中的な広報活動を実施
- 心のバリアフリーに取り組む企業等と連携し、心のバリアフリーに対する社会的気運を醸成
- 「ヘルプマーク」について、より多くの人に知ってもらえるよう、広域的な普及を含め、積極的な普及啓発の実施



計画事業の展開

- 心のバリアフリーに向けた普及推進（福祉局）
- 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈（福祉局）
- 福祉に関する教育の充実等（小・中・高）（教育庁）
- ヘルプマークの推進（福祉局）
- 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業（福祉局）
- 人権問題に関する普及啓発事業（総務局）

等 計 39 事業

東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）について

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

現 状

- 大規模災害が発生した場合には、全ての被災住民が支援を必要とするが、なかでも要配慮者は、災害時の一連の行動に当たって支援を要することから、十分な配慮が必要
- 社会福祉施設等の診断・耐震改修に要する費用を補助することにより、耐震化を促進
- 災害時における要配慮者の支援体制の整備やヘルプカードの作成など、災害時及び緊急時に備えた取組を推進



下記に連絡してください。
私の名前
(ア) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前
(イ) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

課 題

- 要配慮者を含む住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要
- 避難所となる学校施設のバリアフリー整備に取り組む区市町村を支援することが重要
- 要配慮者の定期的な把握や個別の避難支援計画の策定等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが必要

大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で
要配慮者への対応を着実に実践できるよう、事前の備えや
緊急対策の計画立案を加速させるとともに、
日常生活での事故防止を図る

今後の取組の方向性

- 福祉避難所となる社会福祉施設等の耐震化を引き続き促進していくとともに、個別避難計画の作成、学校施設のバリアフリー化等に取り組む区市町村へ効果的な支援を継続
- 災害時要配慮者に対する支援体制の整備への効果的な支援の実施



○耐震化した社会福祉施設



○体育館に設置されたトイレ

計画事業の展開

- 社会福祉施設等耐震化促進事業（福祉局）
- 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進（福祉局）
- 要配慮者の安全対策（東京消防庁）
- ヘルプカード作成促進事業（福祉局）
- 子供を事故から守る環境づくり（子供政策連携室）

等 計 12 事業